

東一両分会が職場でビラ配布！！

東一両分会は、本日（8月28日）不当な「就業制限」の撤回を訴えるために職場でのビラ配布行動を展開しました。

またしても、会社は弱々しい妨害行動をしてきましたが、他労組の組合員や協力会社の社員も含めて、「妨害何するものぞ!!」とばかりに受け取りました。



ビラをまく組合員

滑稽な看板持ちが現われる！！



プラカードを持つ事務助役

今回は、「会社施設内で無許可の組合活動は、就業規則違反です。直ちに止めなさい。」と書き出したプラカードを持ち出してきました。

しかし、その格好はチンドン屋の宣伝のようで失笑をかうばかりでした。

労働組合が正当な労働運動として、ビラ配布することを妨害することはすでに不当労働行為として認定されています。

会社は、無様な妨害を直ちに止めろ！

**不当な就労制限を撤回させるために
職場闘争を更に強化しよう！**